

## 行政交渉という名の恐怖の糾弾

令和4年はロシアがウクライナ侵略という蛮行を行った年であり、また崩壊前のソ連（ソビエト社会主義共和国連邦）が世界初の共産主義独裁国家として成立してから100年目となる年でした。ロシア革命で政権を奪取したレーニン、ソ連の独裁者となったスターリン、ロシア大統領プーチンらはいずれも暴力を正当化して独裁政治を行い、国際秩序を破壊した専制体制の暴君です。

レーニンは、「共産主義者が目指す共産主義国家設立は既存の全社会組織を暴力的転覆することによってのみ達成できる」という「共産党宣言」を著したマルクス理論を支持し、レーニン自身も「プロレタリア国家のブルジョア国家との交替は、暴力革命なしには不可能である」（国家と革命）と述べるなど、暴力による秩序の破壊や支配を肯定しています。マルクス＝レーニン主義というのは、レーニンがマルクスを継承したことを強調するためにつくられた造語です。

マルクス主義共産国家は「階級差別のない平等社会」という社会において許すべきでないという誰もが否定できない価値を絶対善にし、それに対する批判は全て悪にして暴力を正当化する理論にし、国民を独裁支配する戦術を構築したのです。国内では、支配階級が人民を搾取・収奪しているという理由で資本家や反対派を大粛清して専制体制を敷き、情報や行動を統制、国民の人権を弾圧し、近隣国には民族の抑圧からの解放などの理由をつけ、秘密警察や軍の圧力で共産主義を押しつけて他国支配をしています。

共産主義革命によってソ連が成立したのと同じ大正11年（1922年）4月に無産政党的農民組合が結成され、そして7月に野坂参三、徳田球一らが日本共産党を結成します。11月には世界革命の実現を目指すコミンテルン（共産主義インターナショナル）に参加し、「コミンテルン日本支部 日本共産党」となりました。

世界的革命運動の波が高まっていたこの年 3 月、全水(全国水平社)も創立されました。後に結成された解放委(部落解放全国委員会)、解同(部落解放同盟)は全水の再建を協議して結成された団体です。

南梅吉らとともに創立の中心となった西光万吉は、「君民一如」・天皇の下の高次的タカマノハラの思想の下で部落差別を解消しようと唱えています。しかし「水平社創立宣言」の冒頭にある「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ！」の文言は「共産党宣言」にある「バンコクの労働者よ、団結せよ」と酷似しています。マルクス主義思想の影響を受けているのは明らかです。

全水は偏狭な部落第一主義を持ち、「差別者を徹底的糾弾」する方針の下に行われた糾弾は過酷で、時にはリンチに近い形がとられたこともあるなど、最初から暴力を多く伴うものでした。「水平社は怖い」「部落民はうるさい」という印象を与え、部落の人たちに対する警戒心となって、公然たる差別から、隠然たる差別に内向させ、差別を深刻化させて却って部落解放運動を困難に導きました。

部落第一主義とは、「部落民であるなら金持も貧乏人も、すべてが味方であり、一般の人間はたとえ労働者であっても敵であるという、排外主義を生み、部落第一主義を強めた」というように、木村京太郎が発行者となっている「部落の歴史と解放運動」に記述されています。木村は全水、解放委の活動に参加し、解同では中央委員を務めた活動家です。糾弾闘争での暴力は全水が結成された直後の5月に早速起こっています。騒擾罪で検挙されますが、木村も逮捕者第 1 号の一人です。

全水は、差別の根本は天皇制や、日本資本主義の半封建的な性格にあること、政府や裁判所、警察などが差別を挑発しているとして、それとの闘争に力を注ぐようになります。(部落 35 号から引用)

全水は階級闘争主義を掲げる者らが、初代委員長・南らを、警察幹部と交際があったという理由でスパイ問題にして辞任に追い込んで排除し、松本治一郎が 2 代目委員長に就任し、以降主導権を握ります。

運動を社会主義運動の一翼として捉える左派が主導権を握った全水は、農民運動との連携を深め、無産政党との結びつきを強めたため統一は乱れます。共産主義革命運動の激化から制定された治安維持法(大正 14 年)によって共産党とその支持者らを逮捕する 3.15 事件(昭和 3 年)や、同年に行われた全水第 7 回大会が内部対立によ

る混乱から警察により解散を命じられて不成功に終わるなど、運動は沈滞していきま  
す。

昭和 13 年、国家総動員法が公布され、15 年に大政翼賛会が結成されます。この翼  
賛体制のもとで政党・労働組合などの組織が解体・吸収されていきます。同和団体の  
組織再編も行われ、中央に同和奉公会が作られ、各府県の同和団体はその支部に再  
編されることになりました。全水支部の多くは解散を決定し、翼賛運動に協力してい  
きました。昭和 15 年 8 月、戦前最後となった第 16 回大会では、日の丸を掲げ、国歌斉  
唱、宮城遙拝を行います。松本も 17 年の選挙に翼賛政治体制協議会の推薦で当選  
し、衆議院議員になります。政治結社の設立・存続を許可制にした政府は、全水の存続  
を認めず、解散届を出すよう求めましたが、全水は届けを出しませんでした。これよ  
り、全水は昭和 17 年 1 月に消滅しました。

昭和 21 年 2 月、全水の革命的伝統を受け継いで解放委が結成されます。松本や  
朝田善之助、山本政夫、北原泰作らが発起人となりました。解放委は「我らは一切の反  
動勢力を打倒し、強力な民主戦線を即時結成して民主主義日本の建設を期す」と決議  
し、「民主人民戦線運動の一翼として誕生したところに歴史的意義があった」と記して  
います(部落の歴史と解放運動)。「労働者階級を指導力とする全人民の民主革命闘  
争と積極的に結合することを目標」に結成されたとも書かれています。(部落解放を教  
師の手に 共に部落解放研究所編)

前年の 20 年 10 月には治安維持法廃止によって出獄した徳田らによって日本共産  
党も再建されます。天皇制の廃止と人民政府の樹立をスローガンに掲げ、12 月の第 4  
回大会では北原が「天皇制の打倒、民主主義革命の完遂による部落の完全解放」を訴  
える報告を行っています。その後も学生運動や労働運動を活発に展開していきます。

共産主義勢力が伸張し、東アジアでもマルクス主義によって正当化された暴力によ  
る共産国が次々と誕生します。昭和 23 年 9 月にソ連の支援を受けて北朝鮮が、24  
年 10 月には内戦に勝利した中国共産党が中華人民共和国建国を宣言。25 年 6 月  
25 日には、北朝鮮が韓国を軍事侵略する朝鮮戦争も起こります。

日本でも民主民族統一戦線によって革命を目指す共産党や労働組合のデモや闘争  
が激しく行われ、共産化の危機が現出しました。そのため、25 年 6 月 6 日にマッカー

サーの指令で共産黨員などを公職から追放するレッドパージの指令が出されます。公職追放され逮捕状が出た徳田や野坂らは地下へ潜行し非合法活動に移行します。

26年9月8日、サンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約が調印されます。解放委は共産党や労働組合などの諸団体と全面講和を求めて単独講和反対闘争を行います。

10月、日本共産党は第5回全国協議会で、武装闘争路線(暴力革命路線)をとる軍事方針を採択します。この武装方針に沿って火焰瓶などを使ってテロ、騒乱事件を各地で起こしていきます。

解放委は、26年10月10日の第7回臨時全国大会で松本が委員長に復帰します。彼は翼賛議員であったことから公職追放されていました。戦時中は積極的に戦争協力していましたが、終戦後は軍国主義を非難する側に転じました。22年の参議院選挙で当選し参議院副議長に就任しますが、23年今度はレッドパージを受け再度公職追放されていました。講和条約発効で8月6日に解除され復帰したのです。

日本はまだ占領下に置かれ、主権は失われたままでした。GHQは部落に対する特別措置は認めず禁止しました。民主化政策を進めるGHQの法の下での平等という理由からです。7回大会はその後糾弾の「常識」となる闘争方式を確立する重要な運動方針を決定します。

重要な運動方針とは、「差別行政糾弾闘争」方針です。差別発言があると、それは行政が差別を温存あるいは助長しているから起こったのだと行政の責任にして糾弾し、同和対策施策を要求し、金や物を要求する、という方針です。「差別糾弾闘争を政治闘争、権力闘争へ転化すべき道筋を示した」画期的な方針である(部落53号)と礼賛しています。

その方針を「部落」25号から抜粋します。

《「あらゆる地方の差別問題はつねにただちに中央に報告され、全部落民の問題としてたたかわれ、差別の根底へ向けての闘争に発展させられなければならない」

「差別者が、警察官、一般官公吏、職員、新聞雑誌記者ほか、公共の仕事に従事する者で、その差別が公的な地位において、あるいは公的な場所、機会で行われたならば、その社会的影響は大きい。この場合には、差別者の善処はもちろんであるが、差別者本人の主観的意図の如何に関わらず、その事件の社会的影響を重視し、全部落

大衆の憤激を高め、同時に一般社会に対しても啓蒙し、差別の根本に向かって大衆闘争を組織し、これを全国的に拡大し、その過程にあらゆる日常問題のための闘争をおこし、両者を結合させ、政治的闘争に計画的に盛り上げてゆかなければならない。その際、他の民主諸団体との協力を求め、それを確保し強化することは、特に重要である。

差別は社会的政治的問題として生起しており、当然政治的解決の方向をとることなしには大衆闘争をまき起こしその自覚を促し、全人民の民主的統一戦線を作り出すことはできない」》

この行政闘争方針に沿って、行政に責任を負わせる糾弾が行われたのが、京都市行政を糾弾する「オールロマンズ事件」(同年 10 月 19・20 日)です。

27 年 3 月、全国部落代表者会議を開き、「行政の停滞が差別を温存・助長している」という基本方針を決定します。差別事件を行政の責任にして解決させるという方針です。

《部落民の生活状態は封建時代の惨めさ、貧困と大差ない状態のままにおかれている。部落の生活状況を改善しようとせず、悲惨な状態のまま放置している政治・行政はいかに弁解しようと差別を温存・助長している。したがって部落に対する行政の停滞こそ差別を残す根源である。それゆえにわれわれの差別撤廃闘争は、差別事件をテコとして行政の停滞を追及し、解放行政を樹立させるための行政闘争に全部落民を奮い立たせ、大衆行動を展開しなければならない》

「部落の歴史と解放運動」には、《行政の停滞が差別を助長するという解放委の主張は説得的で、かつ現実になかったものであったから、自治体当局も従わざるを得なかった》

《地方自治体即「地方権力機関」という認識を前提にした差別行政反対闘争は、行政こそが最大の「敵」とみなすものであって、大半のエネルギーを行政の枠内での予算獲得闘争に費やし、運動のそれ以上の発展を妨げた》

《物取り主義を生み出すような弱点を持っていた》と記されています。

広島県で 6 月、「吉和中学校差別糾弾事件」という、それ以降の社会に大きな影響を与える糾弾事件が起きました。県への行政介入の端緒となった事件です。吉和中事件はこの「行政闘争方式」の下に行われ、全県下の部落を動員して激しい糾弾が行わ

れた事件です。

代表者会議は他に「民主団体に部落問題を持ち込め」「大衆の中にとけこめ」ということも決議しています。27年4月28日、講和条約が発効し、我が国の主権が回復します。このわずか3日後の5月1日、「血のメーデー」事件が起こります。全学連や共産主義者らのデモ隊が投石や角棒を振り回す・放火を行うなど暴徒と化し、警官隊と衝突し双方で千名を超える負傷者を出します。

これらがきっかけになり7月、「破壊活動防止法」が制定され、共産党は公安調査庁から「調査・監視対象」に指定されます。暴力革命路線は国民の支持を全く得られませんでした。その後「政府の出方次第で暴力革命を起こす」という理論の「敵の出方論」を唱えます。暴力を正当化する極めて独善的な理論ですが、共産党はいまだこれを誤りと認めておらず「暴力革命」は放棄していません。

28年3月に開かれた第8回全国大会では「差別事件をテコとして行政闘争を発展させる」方針が決議されます。

解同は政府に対して、日教組や労働団体などの労働者階級と民族民主統一戦線を結成して共闘する「統一行動」をとって様々、激しい政治闘争を行います。昭和33年の教員の勤務評定反対闘争や警察官職務執行法改正反対闘争、60年安保条約改正阻止(35年)などです。この共闘は、地方自治体への行政闘争から、部落問題を国の施策とするよう求める「国策樹立闘争」へとなっていきます。

昭和35年8月、解放委は第10回大会で、部落解放同盟と改称します。松本が初代委員長になりました。解同は活動方針で、「差別の本質」「差別支配」「差別行政」を次のように書いています。

《「われわれを貧困のドン底に追い込み、非人間的な差別のくびきに縛りつけてきた天皇制、独占資本、大地主は今、アメリカ帝国主義の日本に対する植民地的支配の支柱となり、アメリカに従属した軍国主義政策を強行し、そのために、国民生活を破滅させ、あらゆる封建制度の残りものを強めている。彼らの搾取と支配こそが、我々に以前にもまさる貧乏と、ますます悪質な差別を押しつけているのである。そして、この差別支配の道具として、部落の周辺にあって、われわれを直接具体的に苦しめているものは、国家権力の出先である司法、警察であり、それらの暴力に守られた見せかけだ

けの地方自治体の差別行政である。また、職業安定所、営林署なども彼らの一味であり、農業委員会、教育委員会、農山漁村関係の協同組合なども、大地主やボスの手に握られ、彼らに奉仕し差別行政を助けている。このような部落民の生活を苦しめ、低めるための役割を果たしている彼らの行政は、いっさいが差別である。部落民の生活を守り、たかめることを妨げるいっさいの障害は、我々にとっては差別を意味する。したがって末端行政機構の中軸である地方自治体の差別行政とたたかうことなしに、運動が発展しないことは当然である。そして、1つの自治体、1つの警察の差別行政も、単にそのものだけの差別でなく、彼らを使っている支配者の差別政策の表れである。したがって我々を苦しめる一切の差別行政に反対する大衆闘争を盛り上げる中で、差別支配の根元を大衆に自覚させてゆかねばならない。それによってのみ、部落大衆の政治的自覚を高め、要求を全県、全国的に広げることができるのである」》

「部落民に不利益なものや行政は一切が差別、アメリカ帝国主義に従属した独占資本、国家権力の末端機構が搾取・支配し、差別を押しつけている」。暴力を正当化した自治体等への糾弾は、この考え方に基づいているのです。

解同は政府と国会に対して、部落問題に関する「国策」を樹立するよう33年、労組、地方自治体、政党代表者らで結成した「部落解放国策樹立要請全国会議」を結成し要求します。

政府は10月に同和問題閣僚懇談会を設置、翌34年5月に「同和对策要綱」を策定します。

解同は労組らと共に「行進隊」を組織し「部落解放要求貫徹請願運動」を全国的な規模で毎年展開して政府と自治体に強く迫ります。

「同和对策審議会設置法」が可決されたのは、国会をデモ隊が包囲した安保騒動の混乱で岸内閣が倒閣された翌月、35年の8月で、そういう状況下「審議会」は12月に設置されました。審議会委員の選任から難航したいわゆる「同対審答申」は40年8月、首相に提出されました。この年解同中央の分裂が表面化します。

答申は、「部落問題の解決が政府、地方自治体の責任であること」「財政的、行政措置をとること」など、解同の要求する内容が「広汎に反映」されました。解同は答申を「政治的に利用する」方針を固め、答申完全実施を要求して闘いを進めていきます。

(部落問題概論 全国解放教育研究会編)

昭和44年7月、特別措置法(同和对策事業特別措置法)が公布施行されます。

『特別措置法』は”第2の解放令”と称されるほど、同和行政史上、大きな意味を持っています。同法によって部落解放のための施策遂行が初めて法律に規定されたこと、また国と地方自治体に、『同和对策事業を迅速かつ計画的に推進するよう努めなければならない』(第4条)として同和事業の推進に向けての努力を義務づけたことなど、高く評価されるものである」(寺木伸明著 部落史の見方考え方)。

以降の部落解放運動は、「同対審答申完全実施」「特別措置法即時具体化」と「狭山差別判決取消し要求闘争」を進めていきます。

広島では昭和44年12月14日、解同県連を「再建」と称して立ち上げます。小森龍邦を委員長とした「再建」解同は、共産党を排除し、組織拡大と同和予算の増額を要求する行政闘争を進めていきます。「同対審答申」を完全実施しろ、「特別措置法」を具体化せよなどと、これらを武器にして行政を糾弾していく戦術をとっていきます。差別事件は差別行政のせいだと糾弾を正当化して暴力で要求を通します。

この行政闘争がいかに酷いものであるか、昭和46年8月に本郷町の庁舎に押しかけて暴力で予算要求する糾弾事例「恐怖の行政交渉」を紹介します。

《71年8月、小森氏を先頭に約1000人が本郷町役場に押しかけた「行政交渉」で、青年行動隊はヘルメットを被り竹の棒を持って町内を駆け巡る。目の前に座っているのにスピーカーのボリュームを最高に上げ、ガンガン怒鳴る。机の上にドロ靴を上げ、気に入らないことがあればマイクで机を叩く、などのやり方に町当事者、議員、町民は震え上がった。胸ぐらをつかまれた議員が「警察を呼べ」と叫ぶ一幕もあり、後日三原警察署が調査したが結局不起訴に終わった。その後も、数百規模の「行政交渉」が何度か行われ、『解同』は怖い。」という見方は町民の中に浸透した。こうして71.2.3年度とも、一般会計予算の2割を超える、小さな町で億単位(町人口約10,000人、同和地区戸数約200戸)の「同和对策事業費」を組まされた。その事業費の額は町民が聞いても、町教委は「額を言うと、差別の再生産につながる。」と答えなかった。》(広島の部落問題 国民融合をめざす部落問題広島県会議発行)